

第三次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）

第三部 計画の効果的实施

（抜粋）

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施します。関係府省の点検が、施策の環境改善効果に関する分析、評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府は、適切な点検手法の開発を図ります。

点検等に当たっては、第二部第1章の重点分野毎に、各分野に掲げたそれぞれの指標を活用します。また、第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用することとします。この場合に、i)各重点分野に掲げた個々の指標を全体として指標群として用いるとともに、ii)環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用します。さらに、iii)環境の状況等を端的に表した指標として、環境効率性を示す指標、資源生産性を示す指標及び環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標といった指標を参考として補助的に用いることとします。また、これらの指標に必要な検討とデータの整備を進めます。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意するとともに、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行っていきます。また、これらの指標の運用を通じて、目標の具体化及び指標の充実化を図るとともに、その基礎となる科学的知見及び統計の充実、データベースの整備、総合的な評価手法の開発などに努めます。

（以下省略）